

第 1 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和8年3月18日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 1 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和8年3月18日（水曜日）

午後1時49分開議

午後1時54分閉会

本日の会議に付した事件

委員長互選

副委員長互選

出席委員（8人）

委員長 松村 秀逸

副委員長 立山 大二郎

委員 岩下 栄一

委員 松田 三郎

委員 西 聖一

委員 高野 洋介

委員 高木 健次

委員 増永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課課長補佐 吉村 修一

政務調査課主幹 時吉 啓通

午後1時48分

○吉村議事課課長補佐 担当書記の吉村でございます。

本日は、最初の委員会でありますので、まず、正副委員長の互選をお願いします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により、年長委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本委員会の年長委員は、岩下委員でございます。

それでは、岩下委員、よろしくお願いいたします。

（年長委員着席）

午後1時49分開議

○岩下栄一年長委員 非常に不本意ですが、一応年長、年寄り委員ということで、会を進めさせていただきます。

ただいまから第1回総務常任委員会を開会いたします。

委員長互選の職務を行います。

まず、委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますけれども、どちらにしますか。

（「指名推薦」と呼ぶ者あり）

指名推選との御意見がございましたので、指名推薦により行いたいと思います。

○岩下栄一年長委員 指名——年長委員ということでありますので、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩下栄一年長委員 御異議なしと認めます。

それでは、松村委員を指名したいと思います。ですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩下栄一年長委員 御異議なしと認めます。よって、松村委員が委員長に決定されました。

これで私の職務は終わりましたので、委員長と交代いたします。

（年長委員退席、委員長着席）

○松村秀逸委員長 一言御挨拶申し上げます。今選任いただきました、委員長を引き受けさせていただきます松村秀逸でございます。

今後1年間、円滑な委員会の運営を続けていきたいと思っております。委員の皆様方の御指導、御鞭撻をいただき、1年間無事過ごしたいと思っております。

簡単ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法については、指名推選、投票がございますが、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認めます。

よって、副委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名をしていただけますでしょうか。

（「委員長、お願いします」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 委員長という声がありますが、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。

それでは、副委員長に立山委員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。

よって、立山委員が副委員長に決定いたしました。

（副委員長着席）

○松村秀逸委員長 それでは、立山副委員長から就任の挨拶をお願いします。

○立山大二郎副委員長 ただいま副委員長に選任いただきました立山大二郎でございます。

松村委員長の補佐として、円滑な委員会運営のために努力してまいる所存です。委員各位におかれましても、御協力と御指導賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○松村秀逸委員長 最後に、私のほうから1つ御提案がございます。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣というのは、本来、会議規則第81条により、委員会として、これを議長に申し出ることになっております。

しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もございます。

そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の目的、日時、場所等につきましては、委員長一任ということによろしいでしょうか。

（「は、お願いします」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしということですので、そのように取り計らいます。

それでは、本日の委員会を、これをもって閉会いたします。

午後1時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長